

『誘電・絶縁材料技術委員会表彰受賞者案選定』規程細目

(総則)

第1条 本規程細目は、誘電・絶縁材料技術委員会表彰規定における受賞者案選定のための審議の実施手順について定める。

(賞の目的)

第2条 犬石賞および家田賞はともに、誘電・絶縁材料技術分野において学術面の貢献が著しい者を顕彰し、また、矢作賞は同分野において、製品・装置、製造や測定に関する方法・技術、材料等の開発・改良および規格類の整備・制定等を通じて産業界への貢献が著しい者を顕彰することを目的とする。なお、各賞の受賞者には、その貢献内容について講演を依頼することとする。

(受賞候補者推薦の公示)

第3条 誘電・絶縁材料技術委員会表彰委員会（以下表彰委員会）は、原則として電気電子絶縁材料システムシンポジウムの場合はその開催年の1月に、International Symposium on Electrical Insulating Materials（以下ISEIM）の場合はその開催年の2年前の1月に受賞候補者を募集するアナウンスを行い、必要に応じて書面で各方面にこれを依頼する。受賞候補者の推薦の締切日はアナウンス後4ヶ月以内の日を定める。但し、犬石賞については、ISEIMのCall for Papersの印刷等に間に合うよう、推薦公示、および締切の時期を早めるものとする。

(候補者の審議)

第4条 表彰委員会は、本条以下に定める手順により、推薦書の記載内容を審議し、受賞者の案を定め、誘電・絶縁材料技術委員会へ答申する。

- (1) 明らかに「表彰規程」に適合しないと認められるもの、および推薦書の記載内容が不備で審査上支障を来すと認められるものは除外する。
- (2) 表彰委員会委員長は、上記各項の調整にあたり推薦者の了解を求めた方が良いと認めた場合は、その手続きを行う。

(審議事項)

第5条 表彰委員会の主要な審議事項は次の各項とする。

- (1) 受賞候補者推薦の公募アナウンスに関する事項
- (2) 受賞候補者の資格審査に関する事項
- (3) 受賞者案の選定に関する事項
- (4) 受賞者案選定結果の誘電・絶縁材料技術委員会への答申に関する事項
- (5) 賞状文案の起草に関する事項

(表彰委員会の構成)

第6条 表彰委員会の構成は次による。

委員長 1名

委員 若干名

委員長が必要と認めた場合には、構成員以外の者の意見を聴取することができる。

(表彰委員会の設置期間および委員構成)

第7条 表彰委員会の委員長および委員は、誘電・絶縁材料技術委員会において承認を受けるものとする。
委員長・委員の任期は2年とし再任を妨げない。

(表彰委員会の招集)

第8条 表彰委員会は表彰委員会委員長が招集する。

(事務)

第9条 表彰に関わる事務は誘電・絶縁材料技術委員会が行う。

(付則)

1. 本運営要綱は平成12年9月29日、誘電・絶縁材料技術委員会において承認制定。
2. 本運営要綱は平成12年9月29日より施行する。
3. 平成13年10月25日、e-mail持ち回りによる誘電・絶縁材料技術委員会において一部改正。
4. 募集から投票の過程を、現状に合わせて改正。

(平成26年12月8日、誘電・絶縁材料技術委員会にて承認)